



長野県報

4月21日(木)
平成28年
(2016年)
第2767号

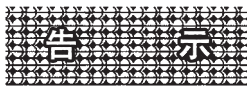
目次

告示

- 都市計画事業の認可(都市・まちづくり課) 1
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) 1
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 1
- 長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格(東北信運転免許課) 2
- 政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会) 3
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局) 3

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 4
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 4
- クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 5
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課) 5
- 都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課) 5
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 6
- 長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課) 6



長野県告示第274号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・6・20号 県庁緑町線
- 3 事業施行期間
平成28年4月21日から
平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県長野市大字鶴賀問御所町並びに上千歳町地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第275号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成28年4月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成28年4月21日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
諸野 晴子	東御市新屋39-1	東御市新屋39-1 行政書士事務所マードレ

会計課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年5月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年4月21日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 152号
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市北山840番の2地先から 茅野市北山4023番の1地先まで	旧	6.6~22.5 m	4.0657 km
同 上		6.6~22.5	4.0657
茅野市北山840番の2地先から 茅野市北山4729番の1地先まで	新	12.5~39.1	2.3574

道路管理課

長野県公安委員会告示第17号

長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成28年4月21日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格

(高齢者講習等業務)

第1 高齢者講習等業務とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号のイに規定する認知機能検査及び同法第108条の2第1項第12号に規定する講習(以下「高齢者講習」という。)を行う業務をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。
- (2) 高齢者講習等業務と同種の業務を過去において誠実にを行った実績を有する法人であること。
- (3) 県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- (4) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第12項に定められた高齢者講習を行う専門的知識を有する者として、長野県公安委員会の行う資格審査に合格した指導員を、北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中农信運転免許センターに必要な人数を配置することができる法人であること。
- (5) 高齢者講習等業務の実施に必要な視聴覚機材、運転適性検査器材及び講習用車両を有する法人であること。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置(以下「個人情報安全管理措置」という。)が講じられている法人であること。
- (7) 長野県公安委員会が高齢者講習等業務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。
- (8) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する

暴力団関係者でないこと。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査(以下「定期審査」という。)は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者資格の認定)

第4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (4) 個人情報安全管理措置の状況
- (5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、高齢者講習等業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 業務経歴に係る関係書類
- (7) 事務所又は事業所一覧表
- (8) 高齢者講習等業務に従事する指導員名簿
- (9) 個人情報安全管理措置に係る関係書類
- (10) 視聴覚機材、運転適性検査器材及び講習用車両を有していることを証する書面

2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。

(入札参加資格審査結果の通知)

第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括継承が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく高齢者講習等業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その

清算人

(3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員
2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、高齢者講習等業務入札参加資格認定事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 事務所又は事業所の所在地
- (2) 商号又は名称

(3) 代表者
(申請書類の様式)

第10 この告示に規定する高齢者講習等業務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。

東北信運転免許課

選告示第14号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成28年4月21日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石田隆後援会スピッツくん	石 田 隆	石 田 隆	茅野市本町西11-47
岡田建二郎後援会	春 日 巖	登 内 文 彦	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12229
小松たけし後援会	小 松 壮	小 松 絵 美	岡谷市天竜町3-20-34
清水清利後援会	清 水 清 利	清 水 忠 雄	小諸市大杭609-1
自由民主党上山田支部	宮 島 勝 也	今 井 史 人	千曲市上山田温泉1-73-10
信山会（山之内寛後援会）	山ノ内 寛	藤 森 康 之	岡谷市川岸1-3-13
共田たけふみ後援会	宮 坂 博 明	共 田 清 美	岡谷市堀の内1-3-27
長野維新の会	平 出 公 明	中 村 幸 二 郎	伊那市境1658-4
日本共産党三村みちよ後援会	小 林 末 喜	三 村 美 智 代	松本市梓川梓4500-1
松崎茂彦を応援する会	両 角 誠 也	滝 本 孝 広	諏訪郡下諏訪町3410
宮川俊雄後援会	宮 川 俊 雄	中 山 明 男	上水内郡信濃町野尻614
矢沢たけひこ後援会	矢 澤 毅 彦	矢 澤 毅 彦	安曇野市豊科5184-4
友成会	横 内 健 一 郎	坪 田 伸 一	松本市殿野入592
横川欣一後援会	徳 武 寿 人	和 田 久 一	長野市戸隠豊岡2178

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月21日

長野県監査委員

田 口 敏 子
西 沢 利 雄
西 沢 昭 子
鈴 木 清

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
井 上 光 昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町13-18
柄 澤 涼	長野市神楽橋75-67
望 月 なつえ	松本市区田700

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年4月15日から平成29年3月31日まで

監査委員事務局